

つがる西北五広域連合病院事業職員勸奨退職実施規程

平成 24 年 3 月 30 日

病院事業管理規程 第 12 号

改正 平成 24 年 10 月 1 日

病院事業管理規程 第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、組織の新陳代謝を行い、人事管理の適正化を図るため職員（医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）の退職を勸奨するため必要な事項を定めるものとする。

(退職の勸奨)

第 2 条 退職の勸奨は、当該年度の 3 月 31 日において満 59 歳以下で勤続期間が 20 年以上の職員が、職員の非違によることなく退職を希望し、退職希望申出書（様式第 1 号）により退職を申し出た場合又は病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が特別の事情により個別に退職の勸奨を行う必要が生じた場合において、当該職員に対し、退職勸奨書（様式第 2 号）により退職を勸奨するものとする。

(勸奨の時期)

第 3 条 管理者は、退職の勸奨を 9 月 30 日までにを行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(平成 24 病院事業管理規程 36・一部改正)

(意思表示)

第 4 条 退職の勸奨を受け、退職の勸奨に応じて退職する職員は退職届（様式第 3 号）により、退職の勸奨に応じない職員は辞退届（様式第 4 号）により、管理者の指定する日までに、その意思表示をしなければならない。

(退職の期日)

第 5 条 勸奨によって退職する職員の退職日は、勸奨を受けた年度の 3 月 31 日とする。ただし、特別の事情があると管理者が認めた場合は、その期日を繰り上げることができる。

(退職手当)

第 6 条 この規程の適用を受けて退職する職員の退職手当については、青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和 46 年青森県市町村職員退職手当組合条例第 1 号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、鶴田町又は公立金木病院組合（以下「旧所属所」という。）に勤務していた職員であった者で、施行日において引き続きこの規程の適用を受けることとなったものの旧所属所における勤続期間については、この規程による勤続期間に通算する。

附 則（平成 24 年病院事業管理規程第 36 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)(平成24病院事業管理規程36・一部改正)

所属局 長印	院(所)長	事務(部) 長印	所属 長印

年 月 日

つがる西北五広域連合
病院事業管理者

施設名
所 属
職 氏 名

Ⓔ

退 職 希 望 申 出 書

1 退職希望日 年 月 日

2 退職理由

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

つがる西北五広域連合
病院事業管理者



退 職 勸 奨 書

つがる西北五広域連合病院事業職員勸奨退職実施規程(平成24年病院事業管理規程第12号)第2条の規定により、退職の勸奨をいたします。

勸奨退職の諾否は、 年 月 日までに退職届又は辞退届により意思表示してください。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

つがる西北五広域連合
病院事業管理者

施設名
所 属
職氏名

㊞

退 職 届

私は、 年 月 日付け第 号をもってつがる西北五広域連合病院事業
職員勧奨退職実施規程(平成24年病院事業管理規程第12号)第2条の規定に基づく退職の勧
奨を受けましたが、これを承諾し、 年 月 日付けで退職したいのでお届け
します。

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

つがる西北五広域連合
病院事業管理者

施設名
所 属
職氏名

㊞

辞 退 届

私は、 年 月 日付け第 号をもってつがる西北五広域連合病院事業
職員勧奨退職実施規程(平成24年病院管理規程第12号)第2条の規定に基づく退職の勧奨を
受けましたが、この退職の勧奨に応じないことをお届けします。